岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出要綱

平成21年5月11日決裁
平成26年4月　1日決裁

（趣旨）

第1条　この要綱は、行事等の開催時に自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）を貸し出し、配置することにより、心停止者への迅速な救命活動に備えるとともに、市民の健康並びに安全及び安心の確保を図るため、ＡＥＤの貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第2条　市長は、次の各号のいずれにも該当する場合は、ＡＥＤを貸し出すことができる。

(1)　次のいずれかに該当する場合

ア　市が主催（共催を含む。）及び後援する行事等を開催する場合

イ　市民がおおむね10人以上集まり、かつ、営利を目的としない行事等を開催する場合

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当と認める場合

(2)　岐阜市内でＡＥＤを利用する場合

(3)　行事等の開催期間を通じてＡＥＤを利用する場所に医師、看護師、救急救命士又はＡＥＤに係る救命講習を修了した者（以下「資格者」という。）を常駐させる場合

（貸出期間及び台数）

第3条　ＡＥＤの貸出期間は、貸出の日から7日以内とし、貸出台数は行事1回につき1台とする。ただし、市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

（貸出手続）

第4条　ＡＥＤの貸出しを受けようとする者は、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、貸出しを受けようとする日の3か月前から7日前までに市長に提出するものとする。

(1)　運転免許証の写し等貸出しを受けようとする者の身分を証する書類

(2)　行事等の目的、会場、内容等が分かる書類

(3)　資格者の資格を証する書面又はＡＥＤに係る救命講習の修了証の写し

2　市長は、前項の規定による申込みを受け付けたときは、その内容について審査し、適当であると認めたときは、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申込結果通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

3　前項の規定による通知を受けた申込者（以下「使用者」という。）は、ＡＥＤの引渡しを受けたときは、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用書（様式第3号）を

提出するものとする。

（費用負担）

第5条　ＡＥＤの貸出しは、無料とする。ただし、貸出期間中におけるＡＥＤの運搬、維持管理等に要する経費は、使用者が負担するものとする。

（貸出中の管理等）

第6条　使用者は、ＡＥＤを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)　ＡＥＤは、取扱説明書によって適切に使用すること。

(2)　ＡＥＤを目的以外に使用しないこと。

(3)　ＡＥＤを処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。

（ＡＥＤの紛失等）

第7条　使用者は、ＡＥＤを紛失し、又は破損した場合は、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）破損等報告書（様式第4号）を提出するものとする。

2　使用者は、ＡＥＤを紛失し、又は破損した場合は、その損害を賠償するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（第三者に対する損害）

第8条　使用者は、ＡＥＤの使用により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（貸出の中止及び返還）

第9条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ＡＥＤの貸出しを中止し、又はＡＥＤの返還を求めることができる。

(1)　第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったと認められる場合

(2)　第6条の規定に違反したと認められる場合

(3)　前2号に掲げるもののほか、ＡＥＤを貸し出すことが適当でないと認められる場合

（返却）

第10条　使用者は、貸出期間の満了日までにＡＥＤを返却するとともに、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書（様式第5号）を提出するものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

（申込者）
団体名
住　所
代表者　　印
電　話

岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申込書

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸出を受けたいので、次のとおり申し込みます。

行事の名称	
行事の概要	
開催期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　）
開催場所	住所：岐阜市
参加予定人数	
ＡＥＤ配置場所	
資格者	氏名： 医師　・看護師　・救急救命士　・救命講習修了者 （該当に○をつける）
担当者名等	担当者名：
	連絡先電話番号： （携帯電話　　）
貸出希望期間	年　月　日（　）～　年　月　日（　）

※添付書類（１）運転免許証の写し等申込者の身分を証する書類
（２）行事等の目的、会場、内容等がわかる書類
（３）資格者の資格を証する書面又はＡＥＤに係る救命講習の修了証の写し

※提供いただいた個人情報は、ＡＥＤ貸出の目的以外に使用しません。

受付	年　月　日	決裁	年　月　日	
上記の申込みに基づき、 貸出を　□認める □認めない（理由　　） としてよろしいか。		課長	課員	受付者

様式第2号（第4条関係）

岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）貸出申込結果通知書

岐阜市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

岐阜市長

年　月　日付けで申込みのありました自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の貸出しについて、次のとおり決定します。

認める	認めない

［認める場合］

ＡＥＤ番号	
貸 出 期 間	年　　月　　日（　）から 年　　月　　日（　）まで
使 用 場 所	

（使用上の注意事項）

１　ＡＥＤは、取扱説明書によって適切に使用すること。
２　ＡＥＤを目的以外に使用しないこと。
３　ＡＥＤを処分し、転貸し、又は譲渡しないこと。
４　ＡＥＤを紛失し、又は破損したときは、その損害を賠償すること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
５　ＡＥＤの使用により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償すること。
６　貸出期間の満了日までにＡＥＤを返却するとともに、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書（様式第５号）を提出すること。
７　ＡＥＤを紛失し、又は破損した場合は、直ちに　　課（ＴＥＬ：　　）に連絡するとともに、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）破損等報告書（様式第４号）を提出すること。
＊ＡＥＤの貸出時には、本通知書をお持ちください。

［認めない場合］

理　由	

様式第3号（第4条関係）

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

（使用者）
団体名
住　所
代表者　　印
電　話

岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）借用書

次のとおり、ＡＥＤを借用します。
ＡＥＤの使用に当たっては、　　年　　月　　日付け岐阜市指令　　第　　号に記載されている注意事項を遵守いたします。

借　用　期　間	年　　月　　日から 年　　月　　日まで
行事等の名称	
※ＡＥＤ番号	

※欄は、記入しないこと

様式第4号（第7条関係）

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

（使用者）
団体名
住　所
代表者　　印

岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）破損等報告書

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を紛失・破損しましたので、次のとおり報告します。

破損等を確認した時刻	年　　月　　日（　）　　時　　分頃
発　生　場　所	
紛失破損状況及び ＡＥＤの管理状況 （時系列に、簡潔に記入すること）	
備　　考	

様式第5号（第10条関係）

年　　月　　日

（あて先）岐阜市長

（使用者）
団体名
住　所
代表者

岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）使用報告書

先に貸出を受けた自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用実績について、次のとおり報告します。

行事の名称	
参加人数	
使用期間	年　　月　　日（　）～　　年　　月　　日（　）
ＡＥＤ使用の有無	有　　：　　無 ［有の場合］ ・使用日時　　年　　月　　日（　）　　：　　～　　： ・ＡＥＤの処置を受けた人の性別および年齢 性別　男　・　女　　年齢　　歳 ・使用状況 ・操作者　　氏名：　　資格の有無　有　・　無
ＡＥＤ破損等の有無	有　　：　　無 （有の場合は、岐阜市自動体外式除細動器（ＡＥＤ）破損等報告書（様式第４号）を提出すること。）

【返却時確認チェックリスト】　（返却時に職員が記入）

○キズの有無　　異常なし　：　異常あり

○作動状態（インジゲータ確認）　　異常なし　：　異常あり

○附属品の状況

電極パッド　　異常なし　：　異常あり

○取扱説明書　　異常なし　：　異常あり

○その他（備考）

年　　月　　日

職員確認者名